

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案

現 行

(支給認定の申請等)

**第三十五条 法第五十三条第一項の規定に基づき支給認定(法第五十二条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。)の申請をしようとする障害者又は障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村(精神通院医療(令第一条の二第三号に規定する精神通院医療をいう。以下同じ。)に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。)に提出しなければならない。**

一・十 (略)  
2・4 (略)

(支給認定の申請等)

**第三十五条 法第五十三条第一項の規定に基づき支給認定(法第五十二条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。)の申請をしようとする障害者又は障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村(育成医療(令第一条の二第一号に規定する育成医療をいう。以下同じ。)又は精神通院医療(同条第三号に規定する精神通院医療をいう。以下同じ。)に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。)に提出しなければならない。**

一・十 (略)  
2・4 (略)

(法第五十四条第一項本文に規定する厚生労働省令で定める自立支援医療の種類)

**第三十六条 (略)**

(法第五十四条第一項本文に規定する厚生労働省令で定める自立支援医療の種類)  
一 育成医療(令第一条の二第一号に規定する育成医療をいう。以下同じ。)

二・三 (略)

(法第五十四条第一項本文に規定する厚生労働省令で定める自立支援医療の種類)

**第三十六条 (略)**

(法第五十四条第一項本文に規定する厚生労働省令で定める自立支援医療の種類)  
一 育成医療

二・三 (略)

(指定自立支援医療機関の指定の申請)

**第五十七条 (略)**

2 (略)

3 法第五十九条第一項の規定に基づき指定自立支援医療機関の指定を

を受けようとする指定訪問看護事業者等（令第三十六条第一号及び第二号に掲げる事業者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、当該申請に係る訪問看護ステーション等（指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業（健康保険法第八十八条第一項に規定する訪問看護事業をいう。）又は訪問看護（介護保険法第八条第四項に規定する訪問看護をいう。以下この条において同じ。）に係る居宅サービス事業（同条第一項に規定する居宅サービス事業をいう。）若しくは介護予防訪問看護（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護をいう。以下この条において同じ。）に係る介護予防サービス事業（同条第一項に規定する介護予防サービス事業をいう。）を行う事業所をいう。以下同じ。）の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一～三

（略）

四 当該訪問看護ステーション等において指定訪問看護（健康保険法第八十八条第一項又は高齢者医療確保法第七十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。）又は訪問看護に係る指定居宅サービス（介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。）若しくは介護予防訪問看護に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。）に従事する職員の定数

五～八 （略）  
(中核市の特例)

第七十一条 （略）

（略）

（略）

（略）

受けようとする指定訪問看護事業者等（指定訪問看護事業者（健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）又は指定居宅サービス事業者（介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいい、訪問看護（同法第八条第四項に規定する訪問看護をいう。以下この条において同じ。）を行なう者に限る。）をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該申請に係る訪問看護事業（健康保険法第八十八条第一項に規定する訪問看護事業をいう。）又は訪問看護ステーション等（指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業（健康保険法第八十八条第一項に規定する居宅サービス事業をいう。）若しくは介護予防訪問看護（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護をいう。以下この条において同じ。）に係る介護予防サービス事業（同条第一項に規定する介護予防サービス事業をいう。）を行う事業所をいう。以下同じ。）の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一～三

（略）

四 当該訪問看護ステーション等において指定訪問看護（健康保険法第八十八条第一項又は高齢者医療確保法第七十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。）又は訪問看護に係る指定居宅サービス（介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。）に従事する職員の定数

五～八 （略）  
(中核市の特例)

第七十一条 （略）

第三十五条第一項及び第二項

市町村等

中核市

第四十条  
第四十五条第一項及び第二項  
第四十七条第一項及び第二項

別表第一号（第六十九条第一項関係）  
(略)

第四十八条第一項及び第三項	第四十九条
第五十条第一項	第五十五条第一項及び第二項
(略)	(略)
(略)	(略)

別表第一号（第六十九条第一項関係）  
(略)